

2025 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

長野県看護大学

2026 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 長野県看護大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

長野県看護大学（設置者：長野県）

長野県駒ヶ根市赤穂 1694

2 学部等の構成 ※2025年5月1日現在

【学部】

看護学部 看護学科

【研究科】

看護学研究科(博士前期課程) 看護学専攻

看護学研究科(博士後期課程) 看護学専攻

3 学生数及び教職員数 ※2025年5月1日現在

【学生数】 学部 337 名、研究科 38 名

【教職員数】 教員 61 名、職員 20 名

4 大学の理念・目的等

長野県看護大学は、1995年に看護学部看護学科を置く単科大学として開学した。その後、1999年に大学院博士前期課程(修士課程)、2001年に大学院博士後期課程を設置している。2002年には看護地域貢献、国際交流、学外機関との交流推進等の活動のため、看護実践国際研究センターを開設している。

大学は、「学生個人々人のもつ可能性が最大限に開花することを目指し、自立性、主体性を育むとともに、さまざまな生を営む人間を深く理解し、人々への配慮が自然にできる豊かな人間性と幅広い視野を養う。これらを基盤として、看護実践に関する総合的な能力を養成し、看護の社会的機能を担い人々の健康福祉の向上に貢献する人材を育成する。さらに、看護の発展に寄与する実践者、教育者および研究者を育成する」ことを大学全体(学部及び大学院共通)の教育理念として掲げている。2023年には、長野県看護大学第4次中期計画を定め、「本学の一貫した看護教育研究の強化・充実」「地域社会貢献活動の充実」「有機的な大学運営の実現」を基本目標に掲げている。

大学の目的は、長野県看護大学条例第2条に「健康と福祉の増進に寄与することを目的として、看護の社会的機能を担うことのできる人材を育成するとともに、看護に関する専門的な知識及び技術を深く教授研究するため」と定めている。

大学院の目的は、長野県看護大学大学院における教育研究上の目的に関する規程第1条に「看護学に関する理論と実践を専門的かつ学際的に探究するとともに、看護の質向上及び看護学の発展に貢献し得る創造性豊かな教育・研究能力と看護実践能力を持ち、専門職にふさわしい倫理観を備えた人材を育成すること」と定めている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

長野県看護大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

長野県看護大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学としてふさわしい教育研究活動を行っている。

以下に、長野県看護大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を示す。

【優れた点】

- 地域における看護ニーズに応え学生のキャリア形成を促進するため、全学部生が看護師及び保健師の国家試験受験資格を取得できる統合カリキュラムを開学時から体系的に編成し、加えて、選択で助産師の国家試験受験資格を得ることができるほか、博士前期課程には 4 つ(小児看護、老人看護、精神看護、がん看護)の CNS コースを設けており、学生の専門性の深化と将来の選択肢拡大に寄与している。
- 看護実践国際研究センターが主体となって、長野県の第 3 期信州保健医療総合計画 5 か年計画に位置づけられる「感染管理認定看護師」の養成に応えるため、認定看護師教育部門に「感染管理認定看護師教育課程(B 課程)」を開講するとともに、専門能力開発支援部門において県内看護の充実と発展を担う看護職の学修支援のための事業を展開する等、県内看護職の現任教育を推進している。

【改善を要する点】

- 大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方を明示することが求められる。
- 学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を明示することが求められる。
- 教授会については、学校教育法第 93 条の趣旨を踏まえ、学生の入学、卒業及び課程の修了等に関する規程を整理することが求められる。
- 編入学については、学則に定める入学定員に則した運用が求められる。
- 大学院の授業の方法については、各授業科目の講義、演習等の別を明示することが求められる。
- 大学院の研究指導については、大学院設置基準第 14 条の 2 を踏まえ、指導計画を様式に基づきあらかじめ明示し、組織的に共有・管理することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、中期計画策定組織との違い、各組織の位置づけや所掌事項、各組織間の関係性の明確化及び手順・方法を含めた進行管理の整理等、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。
- 学部及び大学院のシラバスについては、学修者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 学部及び大学院の成績評価については、学修到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学修者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。
- 学部及び大学院の成績評価の異議申し立て制度については、学修者本位の観点から、組織的な申し立てのプロセスを整備し、学生に明示することが望まれる。
- 学部及び大学院の 3 つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織体制を明確化し大学としての継続的な点検・検証を行うことが望まれる。

- 指導補助者に対する研修については、実施体制および規程等を整備し組織的に実施することが望まれる。
- 学修成果の把握・可視化については、アセスメント・ポリシーに基づき各種アンケートの分析・検証結果を踏まえた学生へのフィードバックの組織的な展開の充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、長野県看護大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。

ロ 教育研究実施組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究実施組織に関し、大学の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。ただし、教授会については、学校教育法第93条の趣旨を踏まえ、学生の入学、卒業及び課程の修了等に関する規程を整理することが求められる。なお、評価のプロセスにおいて、「長野県看護大学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項に関する規程」を新たに策定したことを確認した。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。ただし、編入学については、学則に定める入学定員に則した運用が求められる。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業及び研究指導の内容並びに1年間の授業の計画に従って、適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。ただし、大学院の授業の方法については、各授業科目の講義、演習等の別を明示すること、大学院の研究指導については、大学院設置基準第14条の2を踏まえ、指導計画を様式に基づきあらかじめ明示し、組織的に共有・管理することが求められる。なお、評価のプロセスにおいて、大学院の授業の方法については、授業の方法を含めた2026年度のシラバス作成ガイド及びシラバスの新様式を定めたこと、大学院の研究指導については、研究指導計画書及び研究指導報告書実施要領を策定したことを確認した。

また、学修者本位の観点から、学部及び大学院のシラバスについては、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化すること、学部及び大学院の成績評価については、学修到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、到達目標を考慮した成績評価基準とすること、学部及び大学院の成績評価の異議申し立て制度については、組織的な申し立てのプロセスを整備し、学生に明示することが望まれる。なお、学部及び大学院の成績異議申し立て制度については、評価のプロセスにおいて、不服申し立てに関する要綱を策定したことを確認した。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

学部及び大学院の運営に必要な業務を行うため専属の教員又は事務職員等を置く組織及び学生の厚生

補導を行うため学生委員会等の組織を適切に設けている。厚生補導については、学生の相談内容等に応じて、学部長、研究科長の指揮のもと、学生委員会、学年顧問、保健室保健師、学生支援員、就職支援員、そのほかハラスメント相談員や教務・学生課職員等が連携して対応する体制としている。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、大学院のカリキュラム・ポリシーについては、教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方を明示すること、学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、多様な学生を評価できるような入学選抜の在り方を明示することが求められる。なお、評価のプロセスにおいて、カリキュラム・ポリシーを改定し、Web サイトに公表したことを確認した。

学部及び大学院における 3 つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織体制を明確化し大学としての継続的な点検・検証を行うことが望まれる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、各事業の責任部門、広報・交流委員会、ネットワーク推進委員会、事務局等が連携し、Web サイト等を活用して、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、学長による全体統括のもと、学長を委員長とする評価委員会を設置している。中期計画に基づく行動計画を学長直下の組織である運営委員会が立案し、教授会及び研究科委員会の合意を経て各委員会・部会が行動計画に沿って活動を実施している。評価委員会は「委員会等活動も含めた内部質保証の全体像について」に基づき各委員会・部会の活動状況等について自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえ運営委員会に提言し、教育活動等の改善につなげる仕組みとしている。毎年の自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」にまとめWebサイトにて公表している。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、中期計画策定組織との違い、各組織の位置づけや所掌事項、各組織間の関係性の明確化及び手順・方法を含めた進捗管理の整理等、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。

教員と事務職員等に研修の機会等を設けている。ただし、指導補助者に対する研修については、実施体制および規程等を整備し組織的に実施することが望まれる。なお、評価のプロセスにおいて、長野県看護大学ティーチング・アシスタント実施要領を一部改正し、ティーチング・アシスタントガイダンスを策定したことを確認した。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。

ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項、特に ICT 環境の整備、継続的な研究成果の創出のための環境整備について、適切に対応を行っている。2025 年度からは、Wi-Fi や学修支援システムの導入のための予算を確保し、導入に向けて取り組んでいる。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、2023年度に、それまでの自己分析活動の検証を踏まえて作成した第4次中期計画において、PDCAサイクルを回す大学運営に取り組むこととし、「委員会活動等も含めた内部質保証の全体像」、「教学マネジメントにフォーカスした内部質保証の全体像」、「長野県看護大学における教学マネジメントに係る指針」、「アセスメント・ポリシー」を作成する等、体制の整備を行っている。

評価に関する取組みについては、「長野県看護大学評価規程」に基づき、評価委員会が、データの比較分析や各委員会の活動状況等を点検・評価することとしている。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「評価委員会の機能強化及び運営委員会等との連携による内部質保証の強化」

PDCAサイクルに基づく内部質保証の取組みの可視化と教職員の意識向上に対する問題意識から、評価委員会が中心となり、「教学マネジメントにフォーカスした内部質保証の全体像」や「アセスメント・ポリシー」を策定し、評価委員会の機能強化を含めた内部質保証に取り組んでいる。2023年度からは評価委員会を月1回の定例開催とし、評価委員会の委員を授業評価、ディプロマ・ポリシーの評価、各委員会・部会等の評価の3つに分担のうえ、アセスメント・ポリシーに基づいて確認し、結果は教授会にてフィードバックする体制としている。

評価委員会の機能強化に伴い、2003年度から実施している学生による授業評価の実施方法や授業評価結果等は2023年度より評価委員会が点検している。点検結果は運営委員会及び教授会に報告することで学内に共有し、教育改善に努めている。また、内部質保証の取組みに関して、教職員の意識向上を図り、内部質保証の全体像等を学内に浸透させるための全学研修会を実施している。

授業改善については個々の教員が取り組んでおり、大学全体として把握し教育改善につなげていくことが課題であり、今後は、評価委員会を中心に、内部質保証に係るPDCAサイクルを組織的に実行していくことが必要である。

・No.2「長野県の地域医療に貢献する3職種統合カリキュラムによる教育の質保証に関する取組【学修成果】」

2022年度の看護DX教育準備プロジェクトを通じて、卒業後のキャリア変更の動向から、複数の国家試験受験資格を取得可能なカリキュラムの有益性を再認識し、「一貫した看護教育研究の強化・充実」を目標に、3職種統合カリキュラムを編成している。

同カリキュラムによる教育の質保証に関する取組みとして、科目レベルでは授業評価アンケートを実施し、その結果及び教員のコメントを事務局から学生にフィードバックするとともに、評価委員会において課題を抽出・検討し、シラバスの改善等に活用している。学部レベルでは卒業時の「ディプロマ・ポリシーの達成度自己評価」を教務委員会及び評価委員会が中心となり実施・分析し、カリキュラムの検討等に活用している。

また、大学レベルでは、教務委員会のコアメンバーや学長、学部長等を中心に、学長の提案項目を踏まえ、同カリキュラムにおける科目の見直しや学生の学修時間の点検を実施・分析し、結果を教授会に報告するとともに科目の整理・改定等に取り組んでいる。各レベルにおける取組みについて、全学としての共有及び組織的な活用は課題であり、アセスメント・ポリシーに基づき各種アンケートの分析・検証結果を踏まえた学生へのフィードバックの組織的な展開の充実が望まれる。

・No.3「教育の継続性と質保証のための大学院改革」

研究科委員会教務部会を中心に実施する大学院における教育の自己点検・評価の結果から、「論文の質担保」及び「集団指導体制の強化」を全学の課題として、論文の審査プロセスの改正及び新たな集団指導体制の整備を実施している。

2023 年度から研究計画中間発表後に研究計画書審査を行う新日程を導入し、研究科委員会、学内教員及び大学院生による議論や情報提供の機会を設けるほか、副指導教員の早期選任を実施している。また、研究科教務部会及び研究科委員会による指導体制に関する月 1 回の点検・協議や年 3 回の中間発表会を通じて、学生一人ひとりに合わせた研究指導に取り組んでいる。また、大学院生の単位取得状況や論文審査及び学位授与に関しては、毎年度末に研究科委員会教務部会が自己点検・評価を実施している。博士前期課程の研究計画書審査については、主指導教員及び副指導教員が実施しており、博士後期課程同様に審査委員会の体制整備を行う等、研究指導を組織的に展開していくことが期待される。

・No.4「研究推進の取組【研究環境整備】」

2022 年度に学長による研究活動に係る現状分析を実施し、研究活動を一元的に支援する組織の必要性を課題として抽出したことを踏まえ、2023 年度に研究推進検討プロジェクトを設置している。

同プロジェクトで「教員特別研究」「看護職者との共同研究」を見直した後に両研究を統合し、その実施要綱において、看護職者のみならず地域の多様な関係者との協働を可能としている。同要綱に基づく研究活動の結果は研究集会で、全教員に共有している。

また、FD・SD 委員会が中心となり、研究成果の共有の場として研究集会、外部資金獲得に向けた相談会、研究計画書の作成上の留意点に関する学内教員の講義、事務担当者による申請方法の説明会等の外部資金獲得を組織的に支援する取組みを実施している。

2025 年度には研究推進検討プロジェクトの任務を担う継続的な組織として研究推進委員会を設置する等、教員の研究活動推進の体制強化に取り組んでいる。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「長野県が必要とする看護人材の育成」

「看護実践に関する総合的な能力を養成し、看護の社会的機能を担い人々の健康福祉の向上に貢献する人材を育成する」という教育理念に基づき、学長統括のもと、学部長、教務委員会、実習委員会、各分野及び教員が連携し、看護師及び保健師の内容を必修科目に盛り込んだ教育課程を編成している。特に公衆衛生看護実習においては、小中学校、市町村、県保健所の実習施設に対する学生の学修成果の共有や、実習指導者からの実習に対する意見聴取を通じて、教育課程全体における同実習の位置づけを確認することとしている。

また、実習科目担当教員は、実習科目の到達状況や課題等をまとめた報告書を作成し、実習委員会が集約のうえ教授会に報告・共有する体制を整え、教育改善に取り組んでいる。

さらに、学生のキャリアビジョン形成に向けて、地域での看護師、保健師、助産師として働く卒業生による講話を含むキャリアガイダンスや、小規模自治体と直接対話が可能な就職相談の機会を設けている。本取組みを通じて、地域における看護ニーズに応えるとともに学生のキャリア形成を支援し、教育理念の実現に向けた教育活動を推進している。

・No.2「学生生活の充実に向けた支援」

学生がディプロマ・ポリシーに定められた能力を身に付けるため、生活・履修・進路・学修面の支援を担う学年顧問を各学年に2名、健康管理(身体・精神)全般の支援を担う保健室保健師、日常生活全般の支援を担う学生支援員、キャリア形成・就職・進学等の支援を担う就職支援員を配置する等、学生支援体制を整備している。同体制を統括のうえ学内での情報共有と支援に関する協議等を行う組織として学生委員会を設置している。

また、学生生活アンケートを2年に1回実施し、その結果から学生生活の実態と要望を把握するほか、学生自治会役員と学長及び学生委員長が意見交換する機会を年に数回設け、明らかになった要望や意見を学生委員会で検討し改善につなげている。

・No.3「地域の人々の健康を支えるCNS(専門看護師)教育の充実」

「看護実践に関する総合的な能力を養成し、看護の社会的機能を担い人々の健康福祉の向上に貢献する人材を育成する」という教育理念に基づき、専門性及び高度な看護実践能力を持ち、多職種と協働できる人材育成に取り組んでいる。

2004年度に「小児看護CNSコース」を開設して以降、2005年度に「老人看護CNSコース」、2014年度に「精神看護CNSコース」、2022年度に「がん看護CNSコース」を開設し、現在は4つのCNS(専門看護師)コースを大学院博士前期課程に設置している。

また、各コースの取組みについては学生の学修計画を含めて毎年度目標を設定し、研究科教務部会、研究科委員会でコンセンサスを得て実施している。学修の進捗状況や成果は、研究科委員会及び成果発表会(看護実践課題研究中間発表会、成果発表会)において教職員と学生に共有し、Webサイトにも公表している。

CNSコース修了生計22名のうち15名がCNSとして認定を受け、長野県をはじめ関東、中部、九州等の県内外各地で専門性を発揮しており、地域医療を含む全国の臨床現場における看護実践の質向上に寄与している。長野県内で唯一のCNSコースを設置する大学院として、コースの充実を図り、看護実践に関する総合的な能力を持った人材育成を通して、地域の高度看護人材養成の中核的役割を担っている。

・No.4「県内ニーズに応える現任教育の取組」

「看護の発展に寄与する実践者の育成」という教育理念のもと、看護実践国際研究センターが中心となり、県内看護職の現任教育に取り組んでいる。同センターには、現任教育を行う部門として認定看護師教育部門と専門能力開発支援部門を設置している。

認定看護師教育部門は、高度な実践力を有する看護職者を育成し、臨床現場の看護の質向上に寄与することを目的として、これまで皮膚・排泄ケア分野、感染管理分野、認知症看護分野を開講してきたが、2022年度からは新型コロナウイルス感染症のパンデミックを背景とした「感染管理認定看護師教育課程」を新たに開設している。

専門能力開発支援部門は、看護管理者インタビューや看護部長へのヒアリングにより長野県内の看護職のリカレント教育に求められる教育課題等を抽出したうえで、県内の病院等と連携して、ジェネラリスト看護師（中堅看護師）を対象に看護実践能力向上のためのワークショップや長野県看護実践等に関する課題解決に向けた公開講座等を実施している。また、認定看護師教育部門は部門運営委員会で、専門能力開発支援部門は同センター運営会議で点検し、教授会に報告することで情報の共有を図るとともに、Web サイトを通じて外部への発信を行い、県内看護職の現任教育を推進している。

・No.5「社会性を涵養する地域住民との交流」

「自立性、主体性を育むとともに、さまざまな生を営む人間を深く理解し、人々への配慮が自然にできる豊かな人間性と幅広い視野を養う」という教育理念に基づき、地域の人々の暮らしを学び、協働的なコミュニケーション能力を向上させることを目的として、大学全体と地域住民との交流の機会を設けている。

学生は、地域住民による大学周辺地域の緑化や景観形成に取り組む「看護大学周辺地域景観形成住民協定協議会」と連携し、大学周辺の一斉清掃や「看護大学ふれあい花壇」の整備を実施するほか、「まちづくりサークル」、「よさこいサークル」、「アンサンブルサークル」等、地域住民と共に活動するサークルを通じて交流を深めている。また、教員は高齢者の健康増進のための「高齢者水中運動講座プロジェクト」やアレルギーをもつ子どもの親を対象とした「子どもと家族への健康支援プロジェクト」、「地域住民との連携強化プロジェクト」等を通じて、地域貢献活動を展開している。

さらに、教員が関わる NPO 法人等の研究フィールドへの学生の参加を促すことで、地域におけるボランティア活動への関心を高め、学生が地域の人々と関わりながら大学の社会的役割を理解し実践する機会を提供している。

なお、本基準の No.1 及び No.3、No.4 の取組みをもとに、「長野県が必要とする看護教育」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

評価審査会では、看護師と保健師の 2 つの教育課程を必修科目として編成している点について、在学生及び卒業生から、看護師としての臨床能力の修得にとどまらず、保健師の視点を学ぶことで地域住民の健康支援に活かされていること、また、両資格の取得により自身のキャリアの選択を広げることができたとの発言があった。この発言から、当該教育課程が学生にとって地域社会における健康福祉の向上に貢献するための学びや能力向上につながっていることが確認できた。

一方、実習先のステークホルダーからは、看護師不足の実情から、今後は医療 DX に対応できる教育の充実も見据えてほしいとの要望が示された。大学からは、実習に関する一連の取組み終了後に科目担当教員による学生へのフィードバックを充実させる等、教育活動の成果を学生への還元する方法が課題として挙げられた。

そのほか、全国的な看護学部の動向を踏まえた大学の魅力発信の在り方や、卒業生調査を継続的に実施することの重要性等について意見交換が行われた。

評価審査会全体を通して、学生に対して地域での活躍を見据えた教育やキャリア選択の幅を広げる教育を提供し、県内病院等との連携により県内の医療にニーズに応える取組みを通じて「看護の社会機能を担い人々の健康福祉の向上に貢献する人材を育成する」という教育理念の実現に寄与していることが明らかになった。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回長野県看護大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取り組みや教育研究の進展に向けた積極的な取り組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

本評価は、実施大綱に従い書面評価及び実地調査を通じて行った。1 回目の実地調査では、書面評価に基づく面談と、ステークホルダー等が参加する評価審査会を実施し、2 回目の実地調査では、1 回目の実地調査を踏まえた面談を実施した。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 20 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
11 月 19 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表